

Title	近世農民の行動観察：西濃，浅草中村，根古地新田の宗門人別改帳を素材として
Sub Title	Peasant behavior in Tokugawa Japan as seen through the shumon-cho in Asakusanaka-mura and Nekoijishinden
Author	穂本，洋哉
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.8 (1973. 8) ,p.596(64)- 608(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19730801-0064
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730801-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世農民の行動観察

—西濃、浅草中村、根古地新田の宗門人別改帳を素材として—

種本洋哉

- 序
 第1節 結婚
 第2節 出産
 第3節 相続
 第4節 奉公
 第5節 死亡—結びにかえて—

序

本稿は、西濃輪中地帯の2ヶ村、浅草中村、根古地新田の宗門人別改帳を通じて観察しうる近世農民の行動に関する一報告である。

従来、我々は、一方での近世史研究の膨大な蓄積量にも拘らず、その社会の中に生きた人々の生活、ないしは行動に関して、多くの実証的研究の成果を持つことはなかったといつてよいのであろう。我々は、近世社会に生きた人々が、出生してから、どれだけのものが成人に達するまで生存しえたのか、彼等は、何歳位で結婚し、生涯に何人位の子供を持ったのであろうか、といったいわば人口学的な行動に関して、又、当時の社会では、人々はどのような範囲で通婚したのか、誰が生家を継承し、誰が分家したのであろうか、あるいは、彼等のうち、どれだけの者が奉公人となり、さらにその中で、都市奉公を経験したものはどのくらいおり、かかる流出人口のうちで、どれだけが帰村したのであろうか、といった社会的、経済的な行動に関して多くの観察事例を持っていなかったといえよう。おそらくそれには、近世社会の人々の行動に関して、それを一人一人について、長期に、しかも、ある程度まとまった単位として観察しうる資料が少なかったことが一

つの原因としてあったと思われる。

しかしながら、宗門人別改帳が、長期に亘って残存しているならば、最近の人口史研究の成果にもみられる如く、宗門人別改帳が、近世社会の人々に関する非常に数多くの情報を我々に与えてくれていることがわからう。連年に亘る村内各世帯毎の世帯構成員の年齢、家族内地位、出生、死亡、結婚、移動等についての記載は、村という限られた範囲ではあるが、そこに登場した人々の行動を、時間的にも、空間的にも、観察可能にしてくれるのである。

以下は、かかる宗門人別改帳を用いた観察結果の紹介である。観察項目は結婚、出産、相続、奉公、死亡の5項目に限られているが、これらの項目が、いずれも、人間の生涯における重要な出来事についてであるだけに、当時の人々の基本的な行動の観察が、ある程度、可能となると考える。

第1節 結婚

本節では、結婚に関して、結婚年齢、結婚による移動の二つに焦点をあてて観察を行なう。当時の人々は、一体何歳位で結婚し、村内男子はどこから嫁をもらい、女子はどこへ縁付いたのであろうかという問題を、時間的な変化の中で、明らかにしていくことが本節の課題である。

1 結婚年齢

〔表1〕は、各期における男女の平均初婚年齢をみたものである。これによれば、男子は、1751~1800年期に、27歳台と、他期に比べて、低い値を示している外は、29歳台が多く、1851~65年期には、30歳台とやや

(1) 浅草中村については、1717年(享保2年)~1830年(文政13年)の62冊の宗門人別改帳と89冊の増減帳が、又、根古地新田については、1802年(享和2年)~1865年(元治2年)の43冊の宗門人別改帳が本稿での観察の対象となっている。

〔表1〕 平均初婚年齢

	男 子	女 子
1715~50年 浅草中村	29.64歳 (53例)	19.12歳 (25例)
1751~1800年 " 浅草中村	27.15歳 (57例)	20.42歳 (84例)
1801~25年 根古地新田	29.39歳 (78例)	22.66歳 (64例)
1826~50年 "	29.41歳 (67例)	25.85歳 (71例)
1851~65年 "	30.48歳 (50例)	25.67歳 (59例)

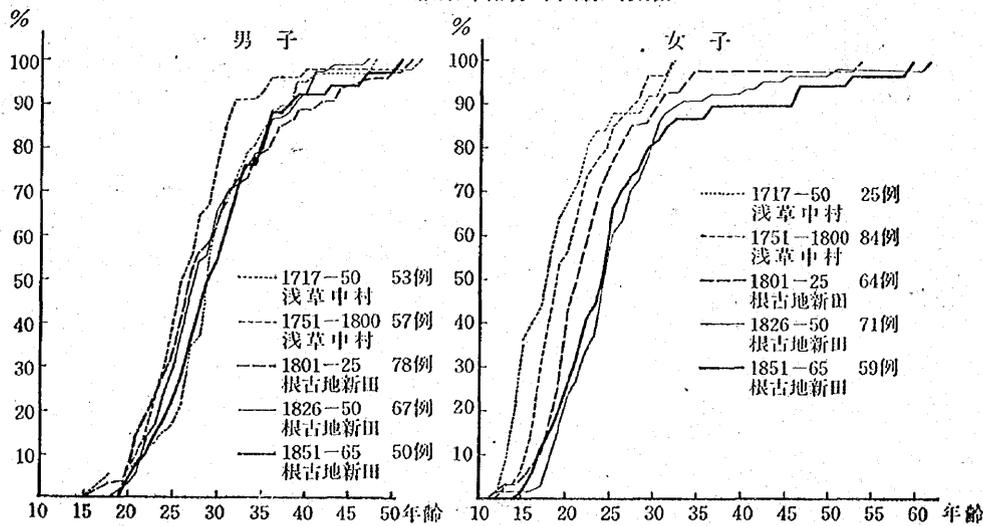
高くなっている。女子については、1717~50年間に19歳台の平均初婚年齢は、1801~25年間に、22歳台、1826~50年期、1851~65年期には、25歳台となっており、晩婚化の傾向がみられている。又、各期における変化の程度は、男子の場合に比べて、大きいといえる。既に前稿で考察したように、浅草中村においては、1717~50年期、根古地新田においては、1801~25年期が経済的に上昇、拡大期と考えられた。この経済的条件の変化を、結婚年齢の変化との関連でみると、その影響は、男子よりも女子において、よく反映されているといえよう。

農村社会における経済的条件と結婚年齢の関連は、一つには、分家による新しい経営体の創出といった農業生産の拡大の問題として、さらには、非農業における就業機会の創出の問題として、それぞれの結婚年齢への影響が考えられるが、その影響は、男子と女子とでは、異ってあらわれてくるといえよう。男子の場合、分家による新しい経営体の創出が広範に保証されるならば、結婚年齢は低くあらわれてこよう。しかし、浅草中村、根古地新田の如く、小家族化が定着してしま

った後の農村社会において、新たに開墾される土地に限界がみられる場合、分家による新たな経営体の創出という経済的条件の変化が、平均結婚年齢に与える影響には、自ずと限度があろう。又、非農業への就業機会の増大が、出稼、あるいは副業として存在した場合、それが、経済的条件の向上に結びついたとしても、それだけでは独立機会の増大にならない時には、結婚年齢を低める結果にはならないであろう。一方、女子については、結婚年齢は、経済的な独立機会の増減よりも、むしろ、その経済が養い得る人口数との関連で、出産数の問題を通じて影響されることが多いと考えられる。従って、例えば、経済的な独立機会の増大に直結しない出稼、副業的形態での非農業における就業機会の増大も、それが、経済的条件の向上をもたらす限り、女子平均結婚年齢を早める作用を持つといえる。

〔表1〕にみられる、女子に比べての男子平均初婚年齢の変化の緩慢さ、女子平均初婚年齢の急激な変化、特に1717~50年期、1801~25年期の経済的条件の好転期における早婚と、それ以外の期における晩婚は、そのように説明されるのではないだろうか。なお、ここで、付け加えておかねばならぬことは、前述したように、非農業就業=出稼奉公の一般化は、就業機会増大という経済的条件を通じて、女子結婚年齢の早婚化を促進させる作用を持つことになるが、出稼奉公それ自体は、根古地新田の奉公を経験した女子の平均初婚年齢が27.4歳(47例)であったように、晩婚化をもたらすといえよう。このことが、非農業就業機会の少なかった1700年代の早婚と、綿織物業を中心として就業

〔グラフ1〕 結婚年齢分布曲線(初婚)



(2) 拙稿「近世農民家族の規模と形態」三田学会雑誌、66-7号。

機会に恵まれた1800年代の、全般的な、晩婚の傾向を説明している。

〔グラフ1〕は、各期における男女初婚年齢分布曲線である。これは、各期における全初婚者のうち、ある特定の年齢(横軸)までに結婚したものが、全結婚に占める比率(縦軸)を表わしている。例えば、女子の1717~50年期には、全結婚の50%は18歳以下の結婚であった。この50%ラインに対応する年齢は、1751~1800年期には18.5歳、1801~25年期には21歳、1826~50年期、1851~65年期には24歳となっており、曲線の右へのシフトは晩婚化を物語っている。この曲線が示す初婚年齢の他の特色は、やはり女子についていえることであるが、曲線の勾配は1700年代よりも1800年代において、より緩やかであるということである。これは、各期の初婚年齢分布のモード(最頻値)の上下5年間に含まれる比率が、例えば、1751~1800年期に75.7%(モード、19歳)、1826~50年期に51.6%(モード、24歳)にも示されているように、分布の形態に変化があったことを示している。即ち、1800年代において、結婚年齢がある年代、ないしはその年代を含む特定の年齢階層に集中するという傾向が、1700年代に比べて、弱まってきたことを示している。結婚年齢分布に関するかかる傾向は、上述の晩婚化とともに、1800年代以降の女子結婚年齢の特色としてあげられよう。早婚と、人々がある特定の年齢、ないしは年齢階層に達すれば結婚を行なうという状態は崩れ、晩婚化と共に、結婚に年齢の一定性がなくなる傾向に移ったのである。そして、その場合に、非農業への就業機会の増大が大きな影響を与えていたと考えられる。

2 結婚による移動=通婚圏

ここでは、移動先、出身地の多くが資料に記載されている根古地新田のみを扱うことにする。根古地新田においては、1801~65年の間に、28組の養子縁組を含めて、241組の結婚が村内で行なわれた。〔表2〕は、その配偶者の出身を、村内、村外とに分けて各期別にみたものである。これからもわかる通り、村内者同士の結婚は、村外より配偶者が縁付いて来る場合に比べて少ないことがわかる。今、村内者同士の結婚73組をやや詳しく観察すれば、73組のうち、配偶者の出身家族が判明するものが57組、うち46組までが本家相互間

〔表2〕 村内結婚の配偶者出身地

	村 内	村 外	不 明	計
1801~25年	33例(33.6%)	59例(60.2%)	6例(6.1%)	98例
1826~50年	19例(24.3%)	57例(73.0%)	2例(2.5%)	78例
1851~65年	21例(32.3%)	41例(63.0%)	3例(4.6%)	65例
計	73例(30.2%)	157例(65.1%)	11例(4.5%)	241例

〔表3〕 村内女子縁付先 カッコ内%

	村 内	村 外	計
1801~25年	42例(51.3%)	40例(48.7%)	82例
1826~50年	24例(30.0%)	56例(70.0%)	80例
1851~65年	27例(37.5%)	45例(62.5%)	72例
計	93例(39.7%)	141例(60.3%)	234例

の縁組、10組が本家~分家間の縁組であり、分家相互間の縁組は僅か1組にすぎなかった。これを全結婚数からみれば、本家出身男子181人のうち、4人(2.2%)が分家出身女子と、本家出身女子194人のうち、6人(3.0%)が分家出身男子と結婚していたことになり、又、これを分家の側からみれば、分家出身男子40人のうち、6人(15.0%)が本家出身女子と、分家出身女子33人のうち、4人(12.1%)が本家出身男子と結婚していたことになる。本家~分家間の縁組の機会は狭げめられたものであったといえよう。それ故、本家出身の男女は、他の本家出身者か、他村に配偶者を見い出すことが多く、分家出身の男女は、分家同士の縁組が1組しかみられていなかったように、その大部分は、配偶者を村外に見い出していたといえる。この本家~分家間の縁組数には、しかしながら、時間的に変化があったことも事実である。例えば、1801~25年期には、分家出身男子の35.7%は本家出身女子を配偶者としており、他の期(1826~50年期の7.1%、1851~65年期の0%)と比して、高い比率となっている。そして、この期は、本家~分家間だけでなく、本家相互間の縁組も多く、従って、〔表2〕、村内女子の縁付先を示した〔表3〕にみられる如く、村内者同士の縁組が多く、村外から配偶者が来る例、村内女子が村外へ縁付く例が少なくなっているのである。

次に、村内以外の通婚であるが、これを村外から村内へ縁付いて来る女子(148例)の出身地、村内女子が

(3) ここでいう本家とは、資料が始まる1802年度に記載されていた世帯を指し、又、分家はそれ以後に別家したものを指す。1802年に登場する世帯の間でも、本家~分家関係が存在している筈であるが、資料がないため確認はできない。従って、正しくは、1802年に存在していた世帯と、それ以後に別家した世帯というべきであろうが、ここでは便宜上、本家、分家と呼ぶことにする。

近世農民の行動観察

〔表4〕 結婚年齢別平均生涯出産数 (完全家族)

	1711~1800年 (浅草中村) 生涯出産数	1801~65年 (根吉地新田) 生涯出産数
15~16歳	5.40 (5例)	
17~18歳	6.06 (15例)	6.00 (7例)
19~20歳	5.55 (18例)	6.23 (13例)
21~22歳	5.00 (8例)	6.27 (11例)
23~24歳	5.60 (5例)	5.66 (12例)
25~26歳		4.71 (7例)
27~28歳		
29~30歳		

供を持ったかは、妻の出産条件、妻の結婚年齢、結婚の継続期間、その間における家族制限の有無によって異なる。まず、〔表4〕は、完全家族(結婚が妻の出産可能年齢の上限50歳まで継続する家族)における、妻の結婚年齢別生涯平均出産数を1717~1800年期、1801~65年期についてみたものである。これによれば、1717~1800年期には、妻の結婚年齢が15~24歳の場合の出産数は5.5人程であったことがわかり、妻の結婚年齢によって、その数値が大きく変化することはない。一方、1801~65年期には、妻の結婚年齢が17~22歳の間では、出産数は6人程となっており、前期より0.5人程高くなっている。又、1717~1800年期とは異なって、妻の結婚年齢の出産数への影響もある程度、みられている。

〔表5〕は、5歳刻みの出産率を基に、妻の結婚年齢

別結婚終了年齢までの出産数推計である。これによれば、妻が20歳で結婚した場合、結婚が仮りに50歳で終了したとすれば、それまでに持つ子供数は、1717~1800年期では、5.25人、1801~65年期では、6.27人ということになる。ほぼ1人のお産数の差がみられている。1801~65年期において、完全家族の場合と同様に、数値が高くでているのは、出産率が、1717~1800年期に比して、高まったからである。

次に、妻の結婚年齢、結婚継続期間を考慮せずに、結婚開始から終了までの、出産数をみると、1717~1800年期には、結婚開始からその終了まで追跡可能な夫婦117組の出産数は481人、1組の夫婦当り出産数は4.11人、1801~65年期には、173組の夫婦で644人のお産数。1組の夫婦当り出産数は3.77人となる。結婚継続期間中、妻が出産可能年齢の上限50歳に達する以前に、夫婦のいずれかが死亡する例の多かった当時の農村社会においては、それぞれの夫婦によって、結婚継続年数は大きく異なり、従って、出産数にも一定性はみられなかったといえる。彼らが生涯に持った子供数は、それ故、夫婦によってばらばらであり、平均すれば、4人前後であったといえよう。

2 出産率

〔グラフ2〕は、各期における、5歳毎の年齢階層別出産率を示したものである。各年齢階層間のお産数の合計をその間の結婚継続期間の合計で除して求めたも

〔表5〕 結婚年齢別、

結婚終了時出産数

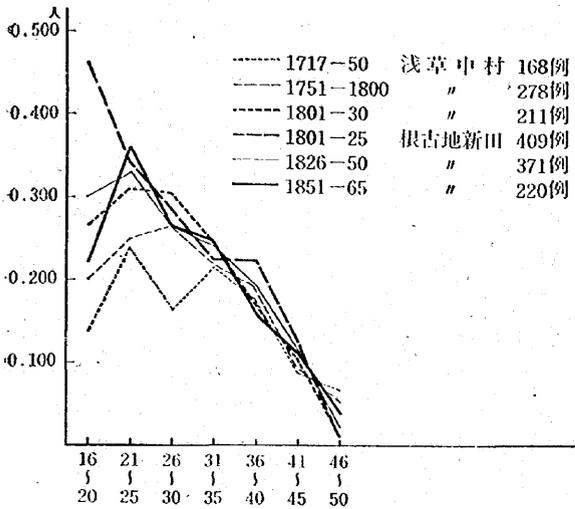
(単位人)

結婚終了 年齢	20歳		25歳		30歳		35歳		40歳		45歳		50歳	
	1717 ~1800	1801 ~65												
16	0.83	1.75	2.05	3.45	3.16	4.80	4.25	5.97	5.17	6.94	5.62	7.53	5.91	7.65
17	0.66	1.40	1.89	3.10	3.00	4.46	4.08	5.63	5.00	6.61	5.46	7.20	5.75	7.32
18	0.50	1.05	1.72	2.75	2.83	4.11	3.92	5.28	4.84	6.26	5.29	6.85	5.58	6.97
19	0.33	0.70	1.55	2.40	2.66	3.76	3.75	4.93	4.67	5.91	5.12	6.50	5.41	6.62
20	0.16	0.35	1.39	2.05	2.50	3.41	3.58	4.58	4.50	5.56	4.96	6.15	5.25	6.27
21			1.22	1.70	2.33	3.05	3.42	4.23	4.34	5.20	4.79	5.80	5.08	5.92
22			0.98	1.36	2.09	2.71	3.17	3.89	4.09	4.86	4.55	5.46	4.84	5.58
23			0.73	1.02	1.84	2.37	2.93	3.55	3.85	4.52	4.30	5.12	4.59	5.24
24			0.49	0.68	1.60	2.03	2.68	3.21	3.60	4.18	4.06	4.78	4.35	4.90
25			0.24	0.34	1.35	1.69	2.44	2.87	3.36	3.84	3.81	4.40	4.10	4.56
26					1.11	1.35	2.19	2.52	3.11	3.50	3.57	4.09	3.86	4.21
27					0.88	1.08	1.97	2.25	2.89	3.23	3.34	3.82	3.63	3.94
28					0.66	0.81	1.75	1.98	2.67	2.96	3.12	3.55	3.41	3.67
29					0.44	0.54	1.52	1.71	2.44	2.69	2.90	3.28	3.19	3.40
30					0.22	0.27	1.30	1.44	2.22	2.42	2.68	3.01	2.97	3.13

(6) 出産率については〔グラフ2〕参照。

近世農民の行動観察

〔グラフ2〕 5歳毎年齢階層別出生率



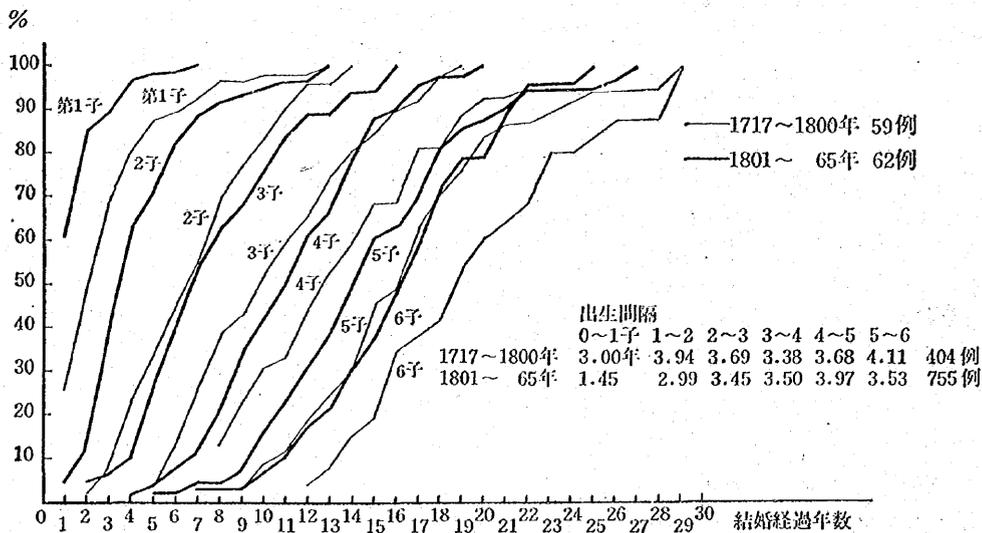
のであり、結婚した女子は、その年齢階層内で、1年間に平均何人の子供を出産するかがわかる。これによれば、浅草中村については、1717~50年期、1751~1800年期の低さとその回復、根古地新田については、浅草中村に比べて、各期とも高水準にあること、1801~25年期が他の2期に比べ、やや高いこと、又、両村を通じて、変化は、主として、30歳以前で起っており、31歳以後の出産率には、大きな変化はみられていないことが指摘出来る。ところで、近世農民の行動に関して、ここで重要なことは、何故に若い年齢階層(30歳以前)において出産率に大きな差がみられるかという点であろう。浅草中村の1700年代の低い数値は家族

制限の一般化があつてはじめて理解しうるものであると解釈する⁽⁷⁾。

3 出産間隔

〔グラフ3〕は、1717~1800年期、1801~65年期の出生順位別出生時結婚経過年数分布曲線である。このグラフは、例えば、第1子の出産がすべて完了するのは、1717~1800年期では、結婚後13年間かかり、又、第1子の50%が出生するのはほぼ2年間かかっていること、そして、それらの年数は、1801~65年期には、それぞれ7年間、1年以下と大幅に短縮されていたことを示している。この傾向は第2子以下についてもいえることであり、結婚後の出産が、1801~65年期において、より早く行なわれたことを意味している。1801~65年期には、第1子の60%以上が、結婚後1年以内に、生れており、同比率の第1子の出生は、1717~1800年期では、ほぼ4年間かかっていること、1717~1800年期の第5子と1801~65年期の第6子の曲線が重なっていることは、後期において、同年数の間に、1人多く子供の出生があったことを示しているのである。グラフ右下の数字は、両期の平均出産間隔を第6子誕生までみたものである。1717~1800年期における第1子、第2子誕生までの出産間隔が相対的に長いことが特色としてあげられる。第3子以降については出産間隔に大きな差はみられていない。従つて、もし家族制限が、1717~1800年期に、より強く存在していたとすれば、それは第1子、第2子の誕生に際して、即ち、結婚直後の若い年代においてなされていたことが考えられよう

〔グラフ3〕 出生順位別出生時結婚経過年数分布曲線 (完全家族)



(7) 家族制限については、既に、家族規模の観点からの分析を行なつてある。拙稿前掲第4節参照。

る。〔グラフ2〕にみられる如く、若い年齢階層の出産率が高水準にあることを考えるならば、第1節で明らかにしたように、一般的に早婚であった1700年代において、この年齢層で出産制限がなされたことは全く根拠がなかったわけではない。

第3節 相 続

前節までは、近世農民の行動に関して、主として、人口学的な観察を行なって来たが、本節と次節では、彼等の行動に関する、社会的、ないしは経済的側面からの観察を中心に行なっていく。本節では、相続が取り上げられているが、ここでは、相続を農業経営体の継承という経済的行動として捉え、彼等の他の経済的行動——例えば、次節で述べる出稼奉公——との対応を念頭に置きながら、以下、近世農民の行動における、相続＝継承のもつ意味、相続人の選定、相続の時点を観察していく。

1 相続＝継承のもつ意味

浅草中村においては、1717～50年の間に、87名の男子の出生が、又、根古地新田においては、1801～10年の間に、83名の男子出生が確認される。資料は、浅草中村は1830年まで、根古地新田は1865年まで残存しているもので、前者については、出生者が村内にとどまっているとすれば、少なくとも80歳まで、後者については、55歳までの男子の行動追跡が可能となる。今、56歳以後は、新たな行動を行なわなかったと考えると⁽⁸⁾、両村における男子の村内最終行動がわかることになる。まず、浅草中村、1717～50年の出生者、87名中33名は、15歳以下で死亡、又、他3名も、なんらかの行動をとる以前に、若年で死亡している。残る51名の男子最終行動は、31名(60.7%)が生家の相続＝継承、ないしは生家からの分家、7名(13.7%)が兄弟との同居、3名(5.8%)が養子、5名(9.8%)が引越、7名(13.7%)が行方不明となっている。一方、根古地新田、1801～10年出生者、83名中24名(28.9%)は、15歳以下で死亡、他3名の若年での死亡があり、残る66名の男子の最終

行動は、28名(42.4%)が生家の相続＝継承、ないしは生家からの分家、3名(4.5%)が兄弟との同居、11名(16.6%)が養子、他村へ年季奉公にでかけたまま不届村となった者が11名(16.6%)、引越7名(10.6%)、行方不明5名(7.5%)、他1名となっている。これらの男子のとり最終行動を見る限り、1717～50年に出生した男子と1801～10年に出生した男子の行動の差異——例えば、生家の相続、ないしは分家の比率の、前期の60.7%から後期の42.4%への低下、あるいは、最終的に男子が村内に居残る比率の、前期74.5%から後期50.0%への低下——にも拘らず、男子行動における相続＝継承、ないしは分家の比重は大きいことがわかる。生家を相続することによる農業経営体の継承、あるいは分家による新たな農業経営体の創出は、非農業就業、村外就業機会の増大がみられた1800年代においても、彼等が取り得べき行動のうち、最大の可能性をもって存在していたことには変わりがない。

次に、これら相続者、分家人の相続、分家以前と以後の行動を根古地新田についてみると、28名中5名が、相続・分家以前に奉公経験をもっていることがわかる。比率にすれば19.8%であり、この数値は、1801～10年に出生し、何らかの行動を取る以前に死亡した27名を除いた、66名中30名(45.4%)の奉公経験に比べて、可成り低いといえよう。一方、相続、分家以後に、新たな行動をとった者は、行方不明となった1名のみが記録されているにすぎない。このことは、相続、ないしは分家による農業経営体の戸主に将来なり得べき者、ないしはなつた者の行動が、そうでない者の行動とは、やや異なったものであったことを示している。相続人、分家人は、出生してから生涯、自村に定着する傾向があったといえよう。

2 相続人の選定

資料から、相続人の判明する382例について、相続人の相続時家族内地位を、本家、分家別⁽⁹⁾にみたものが〔表6〕である。これによれば、全期間を通じて、長子による相続が37.4%と、他に比べて、高い比率を占めていることがわかる。特に、その比率は、本家におい

(8) 1802～65年の間に、男子が56歳以後、新たな行動をとった例は、戸主となったもの3例、分家したもの2例、結婚したもの1例、養子に出たもの2例、奉公に出たもの7例、引越したもの5例、計20例が記録されている。これは、資料上に記載された男子の全行動744例の2.6%にあたり、56歳以後に、男子が新たな行動を起す可能性はいたって少なかったと考えられる。

(9) ここで本家、分家という場合、それは、便宜上の区別であり、仮称にすぎない。本家は、ここでは、ただ分家を出す側にあるという意味で本家であり、従って、分家した家が、何年か後にさらに分家を出す場合には、本家として取り扱っている(この点で第1節の本家、分家の区別に関する(3)の説明と若干異なる)。従って、ここでは新しく発生した家か、そうではないかの区別をしただけである。

近世農民の行動観察

〔表6〕 相続人 相続時家族内地位

	本 家						分 家						本家分家 1711~1865	
	1711 ~1800	比率 (%)	1801 ~1865	比率 (%)	小計	比率 (%)	1711 ~1800	比率 (%)	1801~65	比率 (%)	小計	比率 (%)	大計	比率 (%)
長男	35	47.9	92	40.7	127	42.5	8	26.6	8	15.0	16	19.3	143	37.4
次男	4	5.4	23	10.1	27	9.0	4	13.3	10	18.8	14	16.9	41	10.7
三男	1	1.3	8	3.5	9	3.0	1	3.3	3	5.6	4	4.8	13	3.4
四男			3	1.3	3	1.0							3	0.7
男子(順位不明)	1	1.3	15	6.6	16	5.4							16	4.1
孫	1	1.3	3	1.3	4	1.3							4	1.0
養子(継子)	8	10.9	33	14.6	41	13.7			5	9.4	5	6.0	46	12.0
弟	6	8.2	12	5.3	18	6.0	8	26.6	19	35.8	27	32.5	45	11.7
兄	1	1.3	2	0.8	3	1.0			2	3.7	2	2.4	5	1.3
戸主							1	3.3			1	1.2	1	0.2
伯父									1	1.8	1	1.2	1	0.2
甥			3	1.3	3	1.0			2	3.7	2	2.4	5	1.3
従弟									1	1.8	1	1.2	1	0.2
下人	3	4.1			3	1.0	8	26.6			8	9.6	11	2.8
妻	10	13.6	17	7.5	27	9.0							27	7.0
娘			3	1.3	3	1.0							3	0.7
娘			5	2.2	5	1.7							5	1.3
母	1	1.3	5	2.2	6	2.0							6	1.5
妹	1	1.3			1	0.3							1	0.2
伯母			2	0.8	2	0.7							2	0.5
姥	1	1.3			1	0.3			2	3.7	2	2.4	1	0.2
不明													2	0.5
計	73		226		299		30		53		83		382	

て高い(本家42.5%, 分家19.3%)。これは、近世農村社会において、長子が相続に係ることが多かったことを示しているが、その高い比率がそのまま長子相続の一般化に結びついているのではない。死亡率が一般的に高い当時の社会にあっては、家族内に男子が1人しか残らない例はしばしばみられることであり、ここでも、本家で長子が相続している127例中、そのような例は、43例(33.8%)もみられ、次三男があつて長子が相続した場合は、全体の4分の1程にすぎなかった。このことは、逆に、分家の相続人に長子があたる例も頻りにみられたことを同時に示している。分家相続の19.3%は長子によるものであつた。従つて、長子の本家相続、次三男の分家、ないしは村外流出といった一般化はここでは貫ぬかれていない。むしろ、本家においてさえも、その相続の半数以上が長子以外の者によるものであり、そのうちには、長子がありながら、長子以外の者が相続人となる例が53例(17.7%)も含まれていたこ

とが注目されよう。長子以外の相続人としては、次三男の他、下人、養子、妻、娘、母、甥といった多彩な顔ぶれであり、又、血縁父一子の継承によらないものが、本家の場合、全体の40%、養子(継)を含めた非血縁者による相続は25%みられている。分家の場合は、相続人が弟である例が一番多く、長男、次男がそれに次いでいる。又、1717~1800年期と1801~65年期の間にみられる相違としては、長男による相続が一層減少していること、逆に、次三男による相続の増大、養子(継)による相続の増大等があげられる。このようにみると、相続人の選定には、原則として、厳格な基準というものが近世農村社会に存在していたということはいえそうにない。

3 相続の時点

相続がいつなされるかに関しては、本家相続299例中232例(77.5%)が、前戸主の死亡時に重なっており(分家のそれは4.8%)、一方、分家相続70例中27例(38.5

近世農民の行動観察

%)は、結婚時に重なり、もし前後2年以内に結婚した例を含めれば、その比率は60%に達することから、本家の場合には、相続は前戸主の死亡時になされ、分家の場合には、結婚と結びつくことが多かったことを指摘できよう。本家の場合の相続が前戸主の死亡時に重なっていることは、相続の時点それ自身が、農業経営体の継承にとって、実質的な意味を持つことが少なかったこと、その意味で、相続の時点は宗門改めの上での形式にすぎず、実質的な相続＝経営体の継承は、それ以前になされていたという推測を生む。一方、結婚時に重なることの多かった分家の場合の相続は、新たな経営体の創出、経済的な一応の独立の開始時点として、実質的な意味を持ち得たであろう。

以上の観察を総合すれば、近世農村社会の人々の行動にとって、相続＝継承は、分家の相続時点が、結婚時点に重なることが多かった事実のみられる如く、それは、経済的な独立を準備し、農業経営体を継承する、あるいは、新たな農業経営体を創出するといった経済的行動として、大きな意味をもっており、又、相続者の多くが出稼奉公といった、他の経済的行動をとることがなかった事実のみられる如く、農村内農業就業として、村外、非農業就業と対応して存在していたことがいえよう。相続人の選定については、長子相続とい

った厳格な基準は存在しておらず、村外における就業機会を持たずに、前戸主と共に、生家の農業経営に携わって来た者が本家、分家の相続人になったと考えられる。

第4節 奉公

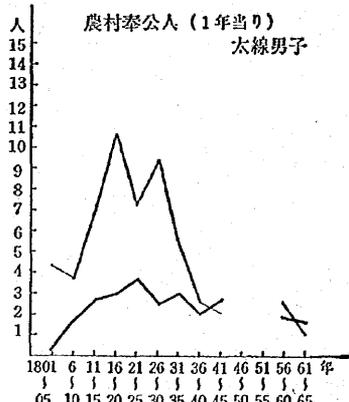
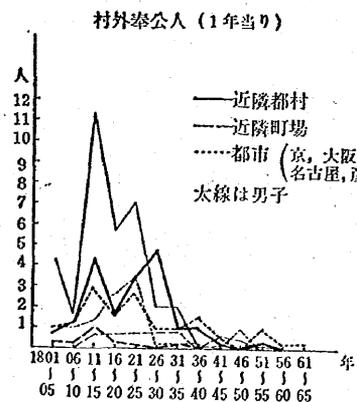
本節では、奉公人に関して、奉公についての記載が詳しい根古地新田を例にとり観察を行なう。根古地新田における年季奉公人の一般化とその衰退は、西濃輪中地帯を中心として展開した、稿生産の隆盛とその衰微に大きく係りをもっていた。⁽¹⁰⁾以下では、かかる年季奉公人の移動範囲、奉公継続年数、奉公経験回数、家族内地位、帰村率の観察を行なっていく。なお、根古地新田において、1801～65年の間に、資料に登場した者は男子982人、女子1221人である。そのうち奉公経験をもった者は、男子190人(19.3%)、女子307人(25.1%)であり、男子は、ほぼ、5人に1人が、女子は、4人に1人が奉公経験者であったといえる。

1 労働移動圏

村内から村内の他家、あるいは他地域への奉公は、1801～65年の間に、男子233例、女子249例が資料に記録されている。出稼先については、男子の場合、12

(10) この地域における奉公人の詳細な観察については、速水融、内田宣子「近世農民の行動追跡調査——濃州西条村の奉公人——」徳川林政史研究所、昭和46年度『研究紀要』が既にある。

(11) 掲げた2つのグラフは、村外奉公人、村内奉公人について、5年毎に、1年当りの奉公人数を示したものである。両グラフの示すところは、いずれも、1811～15年頃から、その数を急激に上昇させ、1831～35年までには、再び元の水準



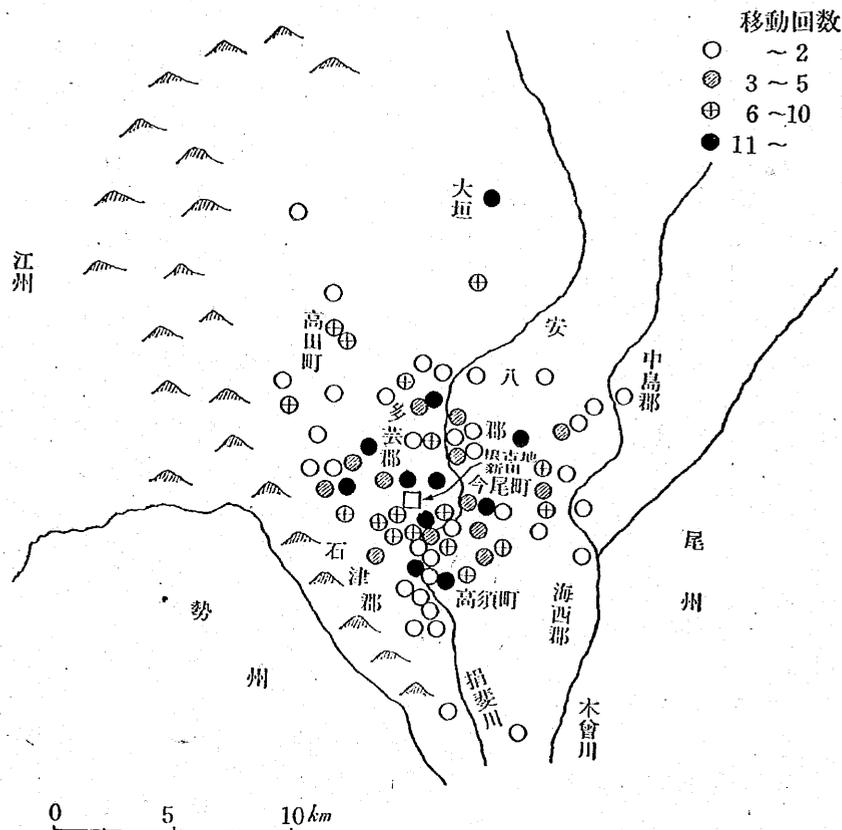
に戻り、それ以後は、停滞、ないしはゼロに近づいていることである。その動きは、村外奉公人のうちの近隣諸村について、又、両グラフの女子について、特に顕著である。この20年間に亘る農村内外の労働需要の高まりは、明和、天明期頃から、西濃輪中地帯(羽栗、中嶋郡を主として)を中心として展開した美濃稿生産の波が、文化初頭頃には、この地方にも押し寄せたことを物語っており、20年後の急速な低下は、文政末期には「その盛況を尾西地方に奪われた」(前掲岐阜県史 p.474) ことによって説明されよう。

(12) この数には、他村よりの奉公人も含まれている。

(13) この数には、1人の者が2回以上奉公を行なった場合には、その回数も含まれている。

近世農民の行動観察

〔図2〕 労働移動圏 (1801~65年)



の都市、町、宿へ93例(39.9%)、近隣諸村48ヶ村へ89例(38.1%)、他州村落へ4例(1.7%)、村内他家へ47例(20.1%)となる。都市、町、宿への奉公93例のうち、62例は名古屋、彦根、大阪、京都、江戸への遠隔大都市のものとなっている。一方、女子の出稼先については、15の都市、町、宿へ82例(32.9%)、近隣諸村27ヶ村へ124例(49.7%)、他州へ5例(2.0%)、村内他家へ38例(15.2%)となる。遠隔大都市への奉公は49例ある。村外から村内に流入して来る奉公人は、男子46例、女子163例が記録されているがすべて近隣諸村からであった。男子において、都市、町、宿への奉公が、女子の場合に比べて、多く、又、女子の近隣諸村への奉公、あるいは近隣諸村から村内への奉公が、男子の場合に比べて、多いのは、縞生産による女子労働需要の高まりのためであろう。

〔図2〕は、近隣諸町村に限って、奉公人の出稼先、出身地を地図上に示したものである。その移動範囲は第1節にみた、結婚による移動=通婚圏の大きさに、ほぼ、一致していることがわかるが、奉公人の移動による、近世農村社会での、一つの労働移動圏と考えられよう。

2. 奉公継続年数、奉公経験回数

〔グラフ4〕は、奉公継続年数の判明する男子139例、

女子169例について、都市、農村奉公別に、その継続年数別比率を示したものである。男女とも、都市奉公については、比較的長年季のものが多くといえるが、農村奉公の場合は、短期奉公が圧倒的に多い。男子奉公人の53.7%、女子奉公人の60.1%は1年季、ないしは2年季の奉公であった。

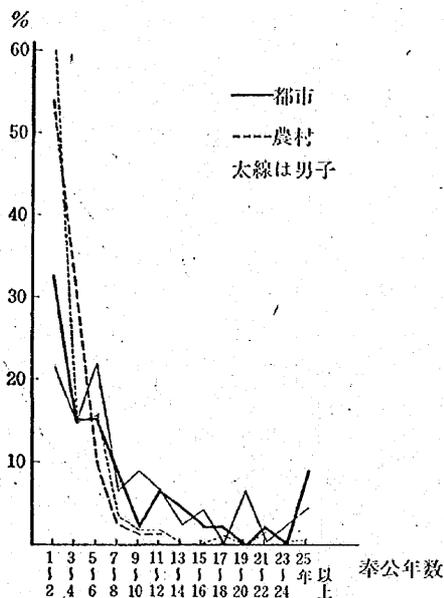
奉公回数については、奉公回数確認可能な男子67例中36例(53.7%)が奉公1回の経験を持ち、15例(22.3%)が2回の経験、10例(14.9%)が3回の経験となり、2回以上の経験を持つものが全体の、ほぼ、44%とな

(14) 移動範囲に、男女による相違は特にみられていない。しかし、男女とも、村内への奉公人の出身地と、村外への奉公先には、やや違いがみられる。村内への奉公人の出身地は、主として、揖斐川以西から来る者が多いのに対し、村外への出稼先は、揖斐川以東にも多くみられている。おそらくこれは、縞生産のブームが尾西地方へ移動する過程を反映したものであろうと考えられる。

(15) ここで1年季、2年季をいっしょにしたのは、資料欠年のために、どちらか判定困難なものがいくつかあったことによる。しかし、資料連続の場合に、2年季奉公が僅かしか見られていないことから、1~2年季奉公のここでの高比率は、1年季奉公の多さを反映していると考えられる。

(16) 奉公回数の確認は、1791年以降に出生した者(従って、資料初年度1802年には、12歳以下として登場してくる)に限って、奉公回数を調べた。12歳以前には奉公に出る者はいない、という仮定をここでおいている。一方、資料最終年度は1865年であるので、それ以後に奉公に出た者についての追跡はできない。しかし、(11)のグラフに示されている如く、男女とも、又、村外、村内奉公とも、1830年代には、激減し、それ以後は、男女とも、たとえ奉公人があったとしても、年間2人程度である。上述の数字が大きく崩れる可能性は少ないと考えている。

〔グラフ4〕 奉公継続年数別分布比率



っている。最多奉公経験回数は5回であり、4例が記録されている。一方、女子については、奉公回数確認可能例90例中50例(55.5%)が1回の奉公経験、19例(21.1%)が2回の経験、15例(16.6%)が3回となり、ほぼ、45%が2回以上の奉公経験を持ったことになる。最多奉公経験回数は5回であり、2例が記録されている。これから見る限り、奉公人の半数弱は奉公先を、1回以上何度かにわたって、変えていることになる。その場合に、2回以上の奉公経験を持つ男女71例中25例が、農村奉公と都市奉公の両方を経験した者であったことに示される如く、奉公人にとって、農村奉公と都市奉公は、必ずしも、全く別個のものとして存在しているわけではなかった。何らかの選択の余地がそこにあったであろうことが考えられ得る。そのことは、農村内で奉公先を変える場合についても、いえることである。

3 男子奉公人家族内地位、帰村率

男子奉公人233例の、奉公時の家族内における地位についてみると、弟であったものが72例(31.1%)と最高率を占め、次いで次男36例(15.5%)、長男30例(12.9%)、従弟16例(6.9%)、三男11例(4.7%)、兄10例(4.3%)、戸主8例(3.4%)、養子8例、男8例となっている。

次に、帰村率⁽¹⁷⁾に関しては、男子については、28.3%、女子については24.0%となる。又、男子の場合、近隣諸村へ奉公に出た場合の帰村率は52.6%、都市へ奉公に出た場合の帰村率は8.8%である。女子の場合、農村奉公も都市奉公も、帰村率は、それぞれ、23.0%、22.7%とほとんど変っていない。男子家族内地位別の帰村率は、長男が53.3%、次男33.3%、兄22.2%、弟38.8%、従弟5.2%となっている。

奉公人の家族内地位が、弟であった場合が多いことは、長子が相続人になりやすかったことを反映した結果と考えられるが、第3節でも既に述べた如く、これは、長子相続が貫徹し、帰村率の低さにもあらわれているように、不帰村になる場合の多かった奉公の行動を長子が取ること規制したということ、必ずしも意味していない。帰村率は、他より高いとはいえ、ほぼ、その半数が不帰村となる長男による奉公は30例みられ、次男による奉公36例と大差はない。又、10例の、兄による、奉公もあった。

帰村率は、男女とも、全般的に、低いものであったといえよう。奉公に出た場合、7割~7.5割が不帰村となったのであり、奉公が、当時の人々の行動として、大きな意味をもっていたことがわかる。特に、男子の都市奉公は、その9割以上が、帰村していない。

以上を総合すれば、当時の農村社会にとって、大きく分けて、遠隔大都市労働市場圏と、自村をも含めた近隣諸町村における、農村労働市場圏の2つが存在していたこと、両市場圏は、同一奉公人がこの両市場に跨がっていた例からみても、それぞれ単独に存在していたのではなく、むしろ、奉公人を通じて係りをもっていたこと、両市場における奉公継続年数から分るように、都市では比較的長期的な労働市場圏が、農村では短期的な労働市場圏が成立していたことがいえよう。そして、かかる労働市場に直面していた近世農民にとって、奉公が持つ意味は、たとえそれが出稼形態をとっていたとしても、1つの就業機会に他ならず、相続者が、村内で、農業経営体を継承する場合の経済的な行動と同様に、当然、大きなものであったろう。又、一度奉公に出た場合、帰村率の低さにも示されている如く、生涯自村を離れ、他村、ないしは都市で生活を送

(17) 帰村率についても、1865年までしか、資料上で、確認出来ないため、もし、それ以後に帰村した者がいるとすれば、帰村率が過小評価される恐れが生ずる。しかし、奉公数のピークが1810年代、20年代初めにあり、その後奉公数は急激に減少し、資料切れとなる1865年までには30年間程あるため、過小評価はあったとしても、そう大きいものではないと考える。

(18) 男子都市奉公人93例のうち、帰村率は8.8%と低いが、不帰村理由のわかる38例中20例は奉公先での死亡、11例が行方不明、7例が奉公先への養子、1例が奉公先への引越となっている。又、8例が奉公先での借宅と記載されている。

近世農民の行動観察

り続ける者、一定期間奉公生活を続けながらも、その後、行方不明となる者、奉公後、間もなく、病死してしまった者等、その後、さまざまな生活の展開がみられ、奉公はその開始点であったのである。

第5節 死亡

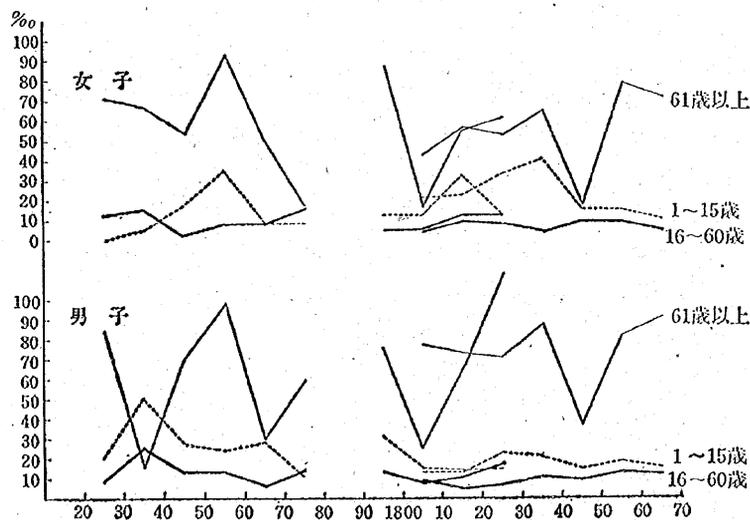
——結びにかえて——

前節まで、近世農民の行動に関し

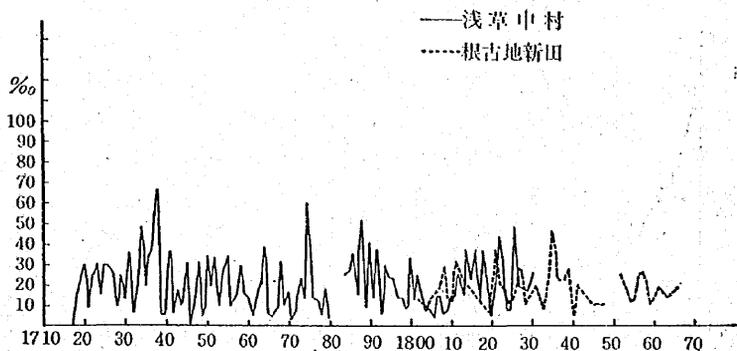
て、結婚、出産、相続、奉公について観察を行なってきたが、本節では、最後に、かかる近世農民の、死亡に関する観察結果を紹介し、それをもって結びにかえたい。

〔グラフ5〕は、1717~1865年の、ほぼ、150年間に亘る死亡率の変化を示したものである。グラフは、連年の変化を示しているために、変動が激しく、ある期間内の死亡率水準を論ずることのできない難点もあるが、逆に、これから高死亡率年度、その時の死亡率水準、その継続年数、周期性等がよく示されているといえる。これによると、150年間に、60%を越える高死亡率年は、1738年(元文3年)、1775年(安永4年)に記録されている。他に、40%を越える高死亡率年を数えれば、1734年(享保19年)、1788年(天明8年)、1822年

〔グラフ6〕 年齢階層別死亡率



〔グラフ5〕 死亡率



(文政5年)、1826年(文政9年)、1835年(天保6年)と6回が記録されている。グラフからもわかる通り、これら高死亡率年は、文政期を除けば、ある期間を挟んで起っているものであり、高死亡率年が続いて起ってはいない。又、後期には前期にみられた60%を越える高死亡率はなかったこと、上述の、8回に及ぶ、高死亡率年を除けば、死亡率水準には、大きな変動はみられていないことが特色として見い出せよう。

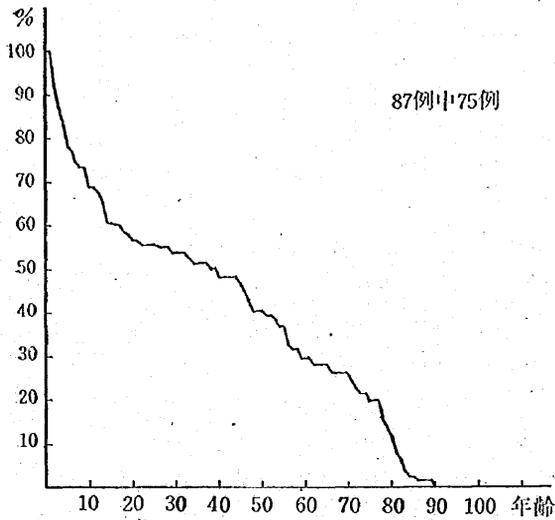
ところで、かかる一般死亡率の変化を、10年毎に、各年齢階層別にみたものが〔グラフ6〕である。これから、各年齢階層によって、死亡率の変化の仕方に大きな違いがあることがわかる。例えば、16~60歳の成人死亡率は、男女とも、全期を通じて、極端な変化をみせず、1730年代を除けば、10%前後で停滞している。これに対して、15歳以下の若年者死亡率は、相対的に、高水準にあり、又、男女において、変化の仕方が異なっている。男子若年者死亡率の推移は成人死亡率の推移に、女子若年者死亡率の推移は高齢者死亡率の推移に、それぞれ、似ているといえよう。全般的に、若年者死亡率は、男子において、低下傾向にあるといえる。61歳以上の高齢者死亡率については、若年、成人死亡率水準に比べて、極度に高く、又、変動幅も大きいこと、高齢者死亡率に改善はみられていないこと、一般死亡率水準の変化と、動きを、必ずしも一致させていないことがいえよう。

〔グラフ7〕は、浅草中村、1717~50.

(19) さきにも述べた如く、ここでの死亡についての観察は、1歳未満の乳児死亡率を一定と仮定した場合の相対値についてである。

近世農民の行動観察

〔グラフ7〕 生存率曲線
(1717~50年出生コーポートによる)



年に出生した男子87人の死亡追跡によって得られた生存率曲線⁽²⁰⁾である。これによれば、出生として資料に記録されたもののうち、10歳まで生存したものは68.6%である。又、15歳までの生存者は60.7%である。出生者の50%が死亡し、50%が生き残る年齢は38歳であ

た。グラフの曲線が、15歳~45歳で、比較的、緩やかな勾配を保っているのは、成人死亡率水準の相対的低さによるためである。なお、ここで得られた2歳時平均余命は33.6歳であった。若年者死亡率の改善と、成人死亡率の停滞を考えれば、男子の平均余命は、後期において、増大したことが推測される。

限られた一農村地域の資料からではあるが、近世農民の行動観察を、若干たりとも、紹介しえたつもりである。かかる研究は、しかしながら、更に多くの事例を集め、一層良質な資料に基づいた、地域的な研究に結びついた時に、はじめて、大きな意味を持つといえよう。ここで用いた資料は、特に浅草中村について言えることだが、必ずしも、良質ではないこと、情報は2ヶ村のみから得られたにすぎないことを考えれば、ここでの観察結果も、多くの点で、この地域の他村の研究によって補足される必要があると思われる。本稿が、この地方の地域研究に、何らかの情報提供の機会を持つことができれば、と考える。

(慶應義塾大学大学院研究生)

(20) 1717~1750年出生者87例中、死亡までの追跡可能な75例についてである。12例は引越、養子、入百姓、行方不明として資料から姿を消す。各年齢別生存率を出す場合には、ある年齢における生存者数—その年齢までの不明者を分子とし、全出生数(87例)—その年齢までの不明者を分母とした。例えば、資料から、不明者が最初に出るのは7歳の行方不明者であるが、この場合、6歳までは全出生者(87例)の追跡は可能であるが、7歳時における追跡可能者は86例である。又、7歳時までの死亡者は22例である。従って、7歳時生存率は $\frac{\text{生存者}(87-22)-1}{\text{全出生者 } 87-1}$ となる。